

健生支第 2351 号  
令和 5 年 12 月 27 日

生活保護法指定医療・介護機関 各位  
生活保護法指定薬局 各位

横浜市長 山中 竹春

生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の届出における  
電子申請・届出システムの導入について

平素より本市の生活保護医療扶助・介護扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、本市での生活保護法に基づく医療機関及び介護機関の指定等の届出について、電子申請・届出システムを導入します。電子申請の導入に関する取扱いについては次の通りです。

1 概要

医療機関（医科、歯科、調剤薬局）については、保険医療機関等に関する届出と同時に生活保護指定医療機関に関する届出を行う場合は、健康福祉局生活支援課への別途の届出は不要です。ただし、一部届出と指定介護機関については、健康福祉局生活支援課への届出が必要です。

この届出について、令和 6 年 1 月 11 日から電子申請・届出システムによる受付を開始します。今後、届出に関しては原則として電子申請・届出システムにより受け付けます。

2 利用方法

「医療券等の発行依頼にかかわる電子申請・届出システム操作マニュアル」参照

3 利用開始時期

令和 6 年 1 月 11 日午前 0 時から

4 備考

本電子申請・届出システムの利用にあたっては、利用者登録が必要です。

5 資料

医療券等の発行依頼にかかわる電子申請・届出システム操作マニュアル

[TEL:671-4088](tel:671-4088)

医療担当  
介護担当